

## 「介護休業・休暇制度について」

富山ろうさい病院 医療ソーシャルワーカー

さと 佐渡  
さおり 沙織

家族が要介護状態となった時や、最期を自宅で看取りたい時、家庭環境や主となる介護者の年齢や職業も様々であり、仕事をしていて介護を行うことができないという状況があります。介護保険制度を利用しながら自宅で介護を行うことが可能ですが、24時間体制でのおむつ交換や見守り介護をしながら働くことは介護者の心身の疲労にもつながります。

そのために退職を選択する人も少なくありません。そこで、家族の介護が必要になった時に退職等を考えなくてはならなくなった際に利用できる制度についてご紹介します。

現在『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）』が施行され、企業や事業所の規模や業種を問わず適用されます。

（以下、育児・介護休業等に関する規則第2条より抜粋）

1. 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇 従業員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、要介護状態ごとに1回、のべ93日間までの範囲内で介護休業をすることができる。ただし、期間契約従業員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

（一、入社1年以上であること。二、介護休業を開始しようとする日から93日を経過する日（93日経過日）を超えて雇用関係が継続することが見込まれること。三、93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。）

2. 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
3. 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
4. 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

介護休業の取得に際しては勤務先の就業規則に基づいて申請することとなるため、詳細はお勤め先に確認の上、手続きを行ってください。

家族が介護が必要になった時、家庭も仕事も無理をするのではなく、利用できる制度を活用してワークライフバランス（ライフワークバランス）を整えることも必要と考えます。

### 介護休業

家族1人につき最大**93日**  
介護休業給付 賃金の**67%**支給



### 介護休暇

年**5日**〔半日単位〕  
家族2人以上は年**10日**



## 【生活習慣病教室のご案内】

**日時** 平成30年7月25日（水）14時～15時 テーマ『脂質異常症』

脂質異常症とはコレステロールが高いなど身近な疾患ですが、放っておくと大きな病気にもつながります。「適度な運動で目指そう！脂質改善」「悪玉？中性脂肪？種類に合わせた気を付ける食事のポイント」「脂質異常症が引き起こす動脈硬化症」の3つのお話を準備して、皆様のお越しをお待ちしています。

**会場** 富山ろうさい病院 2階 採血室待合 2階外来受付に声を掛けてください。

**申し込み・問合せ** 2階外来（0765-22-1280）